

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（ 2 0 2 4 年度）

住 所 長崎市新地町 3 番 1 7 号

事業者名 長崎自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 誠

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（ 1 ） 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合 バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子対応車両	・ 車椅子対応車両を 1 5 台導入する。（ 2 0 2 4 年度）	・ 計画通り実施済

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
公共交通移動等 円滑化基準に適合する車両購入	・ 車両の新規購入の際は、車椅子対応車両を購入する。（ 2 0 2 4 年度）	・ 計画通り実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子対応バス 停の精査及び周知	・ 車椅子の方が安全、安心してご利用頂ける様、車椅子対応バス停の精査を実施し、HPで周知を図る。（ 2 0 2 4 年度）	・ デジタルバス停やバスロケーションシステムに車椅子対応車両を表示済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス接近情報による情報提供の充実	・ バスロケーションシステムを活用し、バスの接近情報や車椅子対応の車両をスマートフォンへ表示し、高齢者及び障害者の方の乗降に必要な情報を充実させる。（ 2 0 2 4 年度）	・ 計画通り実施を継続

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各営業所にて車椅子を用いた研修の実施	・ 車内における車椅子の特性を理解するため、実際に車椅子を用いた研修を各営業所にて実施。（ 2 0 2 4 年度）	・ 計画通り実施を継続

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス案内システムによる乗り場案内放送の実施	・バス案内システムによる補助放送を活用し、視覚障害者の方の乗降に支障が発生しないよう、乗り場案内を実施する。(2023年度)	・計画通り実施を継続

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・始発地であり利用者の多い国立長崎病院(停)に上屋を設置。
・視覚障害者団体の方や就労支援事業所等との乗務員を含めた意見交換を実施。諸課題を共有し、取組の改善に活用した。

- (3) 報告書の公表方法

・当社ホームページ上にて掲載

- (4) その他

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備え たもの
前年度車 両数	534	325	170	151	4	0	4	209	42	0	0	167	0	0	
年度内に 供用を開始した車 両数	15	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を廃止した車 両数	44	1	1	0	0	0	0	43	1	0	0	42	0	0	
年度末車 両数	505	339	184	151	4	0	4	166	41	0	0	125	0	0	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去 3 年度における 1 年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第 6 号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち 2 及び 3 に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第 2 項第 2 号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第 1 項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち 5 に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（バスターミナル）

（ 2 0 2 4 年度）

住 所 長崎市新地町 3 番 1 7 号

事業者名 長崎自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 誠

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（ 1 ）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバスターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者用トイレの整備	・長崎新地ターミナルにおけるオストメイト用設備の設置に向けた検討協議。（ 2 0 2 4 年度）	・協議実施中 2 0 2 5 年度再計画

② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
公共交通移動等円滑化基準に適合する障害者用設備の導入	・設備改修の際は、公共交通移動等円滑化基準に適合する設備を設置する。（ 2 0 2 4 年度）	・左記に係る設備改修発生せず

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
長崎空港線における優先席設置についての周知	・長崎空港線における優先席設置について、幅広く周知する為、当社ホームページ上に掲載する。（ 2 0 2 4 年度）	・計画通り実施を継続

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バスロケーションシステムの導入推進	・バスロケーションシステムの導入推進を図り、運行車両が車椅子対応車両であるかの確認も、ウェブ上にて可能にする。（ 2 0 2 4 年度）	・計画通り実施を継続 スマートフォンでの表示対応済。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行管理者を中心とした机上及び実技訓練の実施	・乗務員を指導監督する立場にある運行管理者へ高齢者疑似体験等の実技訓練を実施する。（ 2 0 2 4 年度）	・計画通り実施を継続
各営業所にて車椅子を用いた研修の実施	・施設内における車椅子の特性を理解するため、実際に車椅子を用いた研修を各営業所にて実施。（ 2 0 2 4 年度）	・計画通り実施を継続

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス案内システムによる乗り場案内放送の実施	・バス案内システムによる補助放送を活用し、視覚障害者の方の乗降に支障が発生しないよう、乗り場案内を実施する。(2024年度)	・計画通り実施を継続

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・長崎市移動等円滑化推進協議会において、バリアフリー特定事業計画実施状況の確認や、情報や課題の共有を図った。 ・乗務員へこれまでの接遇研修や安全運転研修を踏まえた「安全運転総合研修会」を実施。 ・ココウォークバスセンター待合所において、点字ブロックと椅子の距離が近い箇所がある為、椅子の移設及び撤去可否を検討中。
--

(3) 報告書の公表方法

・当社ホームページ上にて掲載。

(4) その他

--

Ⅱ バスターミナルの移動等円滑化の達成状況（バスターミナルごとに記入）

（2025年3月31日現在）

バスターミナルの名称	所在地 都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	バース の数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設備 の設置 の有無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	乗降場 への対 応	リフト 付バス が乗降 できる スペース またはバース の数
長崎新地ターミナル	長崎市	8,100人	○	○	5	○	○	×	-	○	5
ココウォーク茂里町	長崎市	5,000人	○	○	7	○	○	○	○	○	7
桜の里ターミナル	長崎市	300人	○	○	2	○	○	×	-	○	2
時津北部ターミナル	時津町	390人	○	○	4	○	○	×	-	○	4
（合計） 計 ターミナル			4	4	18	4	4	1	1	4	18

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

（1）過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。	
（2）過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

（第7号様式）

注1．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

- 2．段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 3．バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
- 4．視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 5．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 6．障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 7．障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 8．乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第2号の基準に適合する柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 9．リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第3号の基準に適合する数を記入し、（合計）にはその合計数を記入すること。
- 10．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
- 11．「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
- 12．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書
(乗合バス車両)

令和 7年 6月 30日

住 所 長崎市新地町3番17号
事業者名 長崎自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 誠

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項	
・当社が保有する乗合バス車両においては、2024年度末時点の車椅子対応車両導入率は約73%（移動円滑化基準適用除外車両は除く）。昨年度からの改善を行ったが、引き続き車両の更新と併せて車椅子対応車両の導入を推進していく。	
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項	
・乗務員だけでなく、事務員に対する高齢者及び障害者の方の乗降支援に関する机上及び実技訓練の実施を推進していく。	
・デジタルバス停やスマートフォンでのバスの接近情報に車椅子対応の車両や運行状を表示し、高齢者及び障害者の方の乗降に必要な情報を充実させる。	

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子対応車両	・車椅子対応車両を15台導入する。(2025年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
公共交通移動等円滑化基準に適合する車両の購入	・車両の新規購入の際は、車椅子対応車両を購入する。 (2025年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子対応バス停の精査及び周知	・車椅子の方が安全、安心してご利用頂ける様、車椅子対応バス停の精査を実施し、HP で周知を図る。(2025年度)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス接近情報による情報提供の充実	・バスロケーションシステムを活用し、バスの接近情報や車椅子対応車両をデジタルバス停やスマートフォンへ表示し、高齢者及び障害者の方の乗降に必要な情報を充実させる。(2025年度)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社内教材を活用した教育の実施	・車内における高齢者や車椅子の特性を理解するため、社内教材を活用し乗務員及び運行管理者についての教育を実施する。(2025年度)
バスの乗り方教室を実施	・老人クラブや地域の講座等、主に高齢者を対象とした乗り方教室を実施する。(2025年度)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス案内システムによる乗り場案内放送の実施	・バス案内システムによる補助放送を活用し、視覚障害者の方の乗降に支障が発生しないよう、乗り場案内を実施する。(2025年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・利用者の多い停留所に上屋を設置する。また老朽化した上屋の改修も推進する。(2025年度) ・事故惹起乗務員を中心に、これまでの接遇研修や安全運転研修を踏まえた「安全運転総合研修会」を実施していく。(2025年度) ・視覚障害者団体の方や就労支援事業所等との乗務員を含めた意見交換を定期的に行い利用しやすいバスを目指し、諸課題の改善に繋げる。(2025年度)

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
バスの乗り方教室 の実施	・老人クラブや地域の講座等、主 に高齢者を対象とした乗り方 教室を実施する。	・高齢者のバス利用をサポ ートするべく実施する。

V 計画書の公表方法

・当社ホームページ上にて掲載。

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書
(バスターミナル)

令和 7年 6月 30日

住 所 長崎市新地町3番17号
事業者名 長崎自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 誠

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設の整備に関する事項
・当社が管理するターミナルは、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、平成18年3月に改修工事が実施されているが、より高い水準のバリアフリー化への取組を継続する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項
・乗務員だけでなく、事務員に対する高齢者及び障害者の方の乗降支援に関する机上及び実技訓練の実施を推進していく。
・分かりやすいバリアフリー情報を提供できるようウェブサイトの改修を適時行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者用トイレの整備	・長崎新地ターミナルにおけるオストメイト用設備の設置検討(2025年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
公共交通移動等円滑化基準に適合する障害者用設備の導入	・設備改修の際は、公共交通移動等円滑化基準に適合する設備を設置する。(2025年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
長崎空港線における優先席設置についての周知	・長崎空港線における優先席設置について、幅広く周知する為、当社ホームページ上に掲載する。(2025年度)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスロケーションシステムの導入推進	・バスロケーションシステムの導入推進を図り、運行車両が車椅子対応車両であるかの確認も、ウェブ及びスマートフォン上にて可能にする。(2025年度)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社内教材を活用した教育の実施	・車内における高齢者や車椅子の特性を理解するため、社内教材を活用し乗務員及び運行管理者についての教育を実施する。(2025年度)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス案内システムによる乗り場案内放送の実施	・バス案内システムによる補助放送を活用し、視覚障害者の方の乗降に支障が発生しないよう、乗り場案内を実施する。(2025年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・長崎市移動等円滑化推進協議会との情報や課題の共有を図り、取組を改善する。 ・事故惹起乗務員を中心に、これまでの接遇研修や安全運転研修を踏まえた「安全運転総合研修会」を実施していく。 ・ココウォークバスセンター待合所において、点字ブロックと椅子の距離が近い箇所がある為、椅子の移設及び撤去可否を検討。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

・ 当社ホームページ上にて掲載。

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。